

令和4年第2回
島尻消防組合議会5月臨時議会

議事録

令和4年5月30日(月)

令和4年第2回 島尻消防組合議会 5月臨時議会				1日目
招集月日	令和4年5月30日(月)			
招集場所	島尻消防組合消防本部 講堂			
開閉会等日	開会	午前10時00分	議長	本村 繁
時及び宣告	閉会	午後10時55分	議長	本村 繁
出席(応招)第2回 5月臨時会	議員番号	氏名		
	1番	新里 嘉		
	2番	宮平 憲二		
	3番	米増 雄二		
	4番	仲間 光枝		
欠席(不応招)議員				
議事録署名議員		1番 新里 嘉	2番 宮平 憲二	
職務の為議場に出席した者		書記 新垣 輝		
地方自治法121条 により説明の為議 場に出席した者の 職、氏名	管理者	古謝 景春	第一警備課長	嶺井 一也
	副管理者	新垣 安弘	第三警備課長	平安名 勲
	消防長	屋比久 学		
	次長兼総務課長	島袋 清正		
	署長兼警防課長	城間 功		
	会計管理者 兼会計課長	比嘉 典夫		
	予防課長	新里 昇昭		

令和4年 第2回島尻消防組合臨時議会会期日程表

会期	月日	会議区分	会議時刻	日 程
1	五月三十日 (月)	本会議	10時	<p>第1. 会議録署名議員の指名について</p> <p>第2. 会期の決定について</p> <p>第3. 諸般の報告について</p> <p>第4. 管理者あいさつ</p> <p>第5. 専決処分 令和3年度島尻消防組合一般会計補正予算(第4号)の承認を求めることについて</p> <p>第6. 令和3年度一般会計繰越明許費計算書の報告について</p> <p>第7. 島尻消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について</p> <p>第8. 島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>第9. 島尻消防署八重瀬出張所建設工事(土木)契約の締結について</p> <p>第10. 島尻消防署八重瀬出張所建設工事(建築)契約の締結について</p> <p>第11. 島尻消防署八重瀬出張所建設工事(電気)契約の締結について</p> <p>第12. 島尻消防署八重瀬出張所建設工事(機械)契約の締結について</p> <p>第13. 令和4年度島尻消防組合一般会計補正予算(第1号)について</p>

令和4年 第2回島尻消防組合臨時議会議事日程

令和4年5月30日（月）

日 程	付 議 事 件	件 名	備考
第1		会議録署名議員の指名について	
第2		会期の決定について	
第3		諸般の報告について	
第4		管理者あいさつ	
第5	承認第1号	専決処分 令和3年度島尻消防組合一般会計補正予算(第4号)の承認を求めることについて	
第6	報告第1号	令和3年度一般会計繰越明許費計算書の報告について	
第7	議案第5号	島尻消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	
第8	議案第6号	島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	
第9	議案第7号	島尻消防署八重瀬出張所建設工事(土木)契約の締結について	
第10	議案第8号	島尻消防署八重瀬出張所建設工事(建築)契約の締結について	
第11	議案第9号	島尻消防署八重瀬出張所建設工事(電気)契約の締結について	
第12	議案第10号	島尻消防署八重瀬出張所建設工事(機械)契約の締結について	
第13	議案第11号	令和4年度島尻消防組合一般会計補正予算(第1号)について	

令和4年第2回島尻消防組合臨時会

午前10時00分

議長（本村 繁）

これより令和4年第2回島尻消防組合議会5月臨時会を開会したいと思います。

日程第一、「会議録署名議員の指名」を行います。

島尻消防組合議会会議規則第71条の規定により、本日の会議録署名議員は1番新里嘉議員、2番宮平憲二議員を指名したいと思います。

日程第二、「会期の決定の件」を議題と致します。

本臨時議会の会期は、本日の1日間としたいと思います。異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、本会議は5月30日の1日間と決定しました。

日程第三、諸般の報告を行います。

管理者より承認第1号「専決処分 令和3年度島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）の承認、報告第1号「令和3年度一般会計繰越明許費計算書の報告」、議案第5号「島尻消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」、議案第6号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第7号からは、島尻消防署八重瀬出張所建設工事に係る4件、議案第11号「令和4年度島尻消防組合一般会計補正予算（第1号）」が提出されております。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。これで諸般の報告を終わります。

日程第四、管理者あいさつ。

管理者（古謝景春）

おはようございます。令和4年第2回島尻消防組合臨時議会を本日招集致しましたところ、ご出席を賜りありがとうございます。島尻消防組合管理者としてごあいさつを申し上げます。

令和4年度がスタートし、早3カ月が経過しました。未だに終息がみえない新型コロナウイルス感染症は、今年1月の第6波から5月に入り第7波に移行しております。年明けの感染拡大により感染者は1,800人台を記録しております。一時は減少しましたが、5月の大型連休を明けた5月10日から5月15日まで、感染者が連続して2,000人台を超える日々が続いていました。その影響を受け県内医療機関では、病床使用率が50%を超え、感染者を受け入れる医療機関の制限や、救急搬送時における救急車の待機時間が長引くなど、患者の負担や消防業務に深刻な影響を受けております。一刻も早く新型コロナウイルス感染症が終息することを願いつつ、万全な体制で消防業務を遂行していきたいと考えております。南城市、八重瀬町におきましても感染者の減少にむけて、地域住民が安心・安全で暮らせることに努めてまいります。尚、南城市役所西側駐車場において、沖縄県接触者PCR検査センターが開設されておりますので、宜しくお願いします。完全予約制でございます。

さて、本臨時議会においては、専決処分の承認1件、報告1件と他7件の議案を提出しております。

専決処分については、令和3年度島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）承認、また、令和3年度一般会計繰越明許費計算書の報告があります。

議案第5号、議案第6号については、島尻消防組合職員および会計年度任用職員の給与に関する条例等の一部改正であります。

議案第7号から議案第10号については、島尻消防署八重瀬出張所建設工事の契約案件であります。令和4年5月13日におきまして建設工事の入札が執り行われました。築40年以上が経過した現具志頭出張所は、老朽化によりコンクリートの剥離および居住環境の不備から島尻消防組合消防庁舎検討委員会が設置されております。令和2年1月12日に庁舎移転候補地が答申され、令和2年度内に用地買収を終えて建設準備を行ってまいりました。

今回、入札を終えて各請負業者が決定し本議案の審議となりました。

議案第11号については、令和4年度島尻消防組合一般会計補正予算（第1号）であります。日程に沿ってその都度事務局より説明を申し上げますので、慎重審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。令和4年5月30日、島尻消防組合 管理者 古謝景春。よろしくお願い申し上げます。

議長（本村 繁）

有難うございました。

日程第五、承認第1号「専決処分 令和3年度島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）の承認を求めることについて」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

それでは、承認第1号、専決処分の承認を求めることについて。首題のことについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。令和4年5月30日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

次のページをお開き願います。専決第1号であります。専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により、令和3年度島尻消防組合一般会計補正予算（第4号）を次のとおり専決処分する。

令和4年3月31日に専決処分を行っております。専決処分の理由といたしまして、令和3年度一般会計予算にて、空気呼吸器用ボンベ購入事業として3款1項1目の備品購入費116万1,600円を計上、コロナ情勢等で工場の製造制限などもあり、当該年度内での納品が見込めず、繰越明許が生じました。

また、消火栓維持管理費及び消火栓新設移設負担金として3款1項3目消防施設費は、ともに基数減となり、維持管理費及び負担金減額となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったためでございます。

それでは、令和3年度補正予算（第4号）の1枚目をお開き願います。令和3年度島尻

消防組合の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ111万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,094万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明いたします。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

3ページをお願い致します。第2表繰越明許費、3款1項消防費、17節備品購入費、空気呼吸器用ポンベ購入事業、金額116万2,000円でございます。理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、工場の製造制限などにより納期が遅れたためでございます。

まず、はじめに歳入の説明をさせていただきます。6ページをお願いいたします。1款1項2目市町特別負担金、補正額111万3,000円の減、消火栓維持管理及び消火栓新設の基数減などによる減額でございます。

続きまして、歳出の説明をさせていただきます。7ページをお願い致します。3款1項3目消防施設費、補正額111万3,000円の減、内容につきましては、消火栓維持管理及び消火栓新設の基数減などによる減額でございます。以上で説明を終わります。ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。承認第1号「専決処分 令和3年度島尻消防組一般会計補正予算（第4号）の承認を求めることについて」は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。

日程第六、報告第1号「令和3年度一般会計繰越明許費計算書の報告について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

報告第1号、令和3年度島尻消防組一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和3年度島尻消防組一般会計繰越明許費計算書を別紙のとおり調整したので、これを報告する。

令和4年5月30日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

次のページをお願い致します。3款1項消防費、空気呼吸器用ボンベ購入事業、翌年度繰越額116万2,000円となっております。

理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、工場の製造制限などにより納期が遅れたためでございます。今月5月上旬に事業を完了しております。以上で報告を終わります。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。以上で、報告第1号を終わります。

日程第七、議案第5号「島尻消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第5号、島尻消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について。

島尻消防組合職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の130」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の65」を「100分の67.5」に改める。

第19条第2項第2号中「42.5」を「45.0」に改める。

第26条第2項、第3項及び第4項中「扶養手当」の次に「、住居手当」を加える。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

令和4年5月30日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

提案理由といたしまして、島尻消防組合職員の給与改定に伴い、島尻消防組合職員の給与に関する条例を改正する必要があるためでございます。これがこの条例案を提出する理由でございます。

構成市町に準じた改正でございますので、別紙新旧対照表をご参照いただき、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第5号「島尻消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第6号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例の一部を改正する条例について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第6号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」。

島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「100分の130」を「100分の122.5」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

令和4年5月30日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

提案理由といたしまして、人事院勧告などを参考に期末手当に関する支給率を改定するため、島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を改正する必要がある。これが、条例案を提出する理由でございます。

構成市町に準じた改正でございますので、別紙新旧対照表をご参照いただき、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方は、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第6号「島尻消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第7号「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）契約締結について」を議題と致します。

提案者から報告を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第7号「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）契約締結について」。上記に関し、下記の者と島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、金6,983万6,800円（内消費税634万8,800円）。4. 契約の相手方、住所、沖縄県島尻郡八重瀬町字後原514-2番地。商号又は名称、有限会社 協和工務店。氏名、代表取締役 平仲清美。

令和4年5月30日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

提案理由、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）契約は、地方自治法第96条第1項

第5号の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

別紙資料をご参照いただき、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第7号「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（土木）契約の締結について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第8号「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）契約締結について」を議題と致します。

提案者から報告を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第8号「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）契約締結について」。上記に関し、下記の者と島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、3億3,880万円（内消費税3,080万円）。4. 契約の相手方、住所、沖縄県島尻郡八重瀬町字小城183番地。商号又は名称、有限会社 仲座建設、株式会社 川平土木、有限会社 大眞建設 特定建設工事共同企業体。氏名、代表者、有限会社 仲座建設、代表取締役 仲座哲男。

令和4年5月30日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

提案理由といたしまして、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

別紙資料をご参照いただき、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（本村 繁）

質疑のある方、どうぞ。

2番（宮平憲二）

いま4件の工事が発注されておりますけれども、今回の建築なんですけれども、これは特定建設工事共同企業体ということで発注されております。

その場合に共同体にするときの条件といたしますか、そういう規則とか、ルールがあれば教えて下さい。

議長（本村 繁）

休憩します。

休憩10時27分

再開10時30分

再開します。

次長兼総務課長（島袋清正）

あとで詳しく説明をしたいと思うんですけど、よろしいでしょうか。ちょっと私の方で把握しかねておりますので、担当の方に詳しく説明はさせたいと思いますので、よろしくをお願いします。

2番（宮平憲二）

あとでというと、議会中。

次長兼総務課長（島袋清正）

そうです。

次長兼総務課長（島袋清正）

ただいまの宮平議員の質問でございますけれども、精査、調べておりますので、その後にご報告したいと思っております。以上でよろしくをお願いします。

議長（本村 繁）

宮平議員、大丈夫ですか。そのまま進行します。

2番（宮平憲二）

はい。

議長（本村 繁）

他に質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

あとで報告ということですけど、次の議題に進めてよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのまま進めましょうね。

管理者（古謝景春）

共同企業体のあり方については、八重瀬町が示したルールがあるんです。いわゆる難易度が高い工事とか、そういったものには共同企業体が好ましいということと、また災害復旧とか、緊急にやらなければいけないものに対しても共同企業体でやって下さいというようなことで、詳しくそれは書かれていますので、これは昭和62年8月11日の建設省中建審発第12号にそれが詳細に書かれています。そういう難易度の高い工事とか、また額もたぶんあります。いくら以上の部分は共同企業体と同じということも含めて、後程また詳細に説明させます。

議長（本村 繁）

ということで、進めたいと思っております。議案第8号については、そのまま進めてよろしいですか。

休憩します。

休憩10時34分

再開10時35分

再開します。

次長兼総務課長（島袋清正）

説明致します。土木一式工事及び建築の一式工事の設計額が1億5,000万円から3億円までは2業者、3億円以上は3業者以上とし、管工事及び電気工事の設計額が8,000万円から1億5,000万円では2業者、1億5,000万円以上は3業者以上という決め事がございますので、それに則っての今回の選定ということとなっております。以上です。

2番（宮平憲二）

ちょっと早口で聞き取れなかったものだから、建築だけを。

管理者（古謝景春）

3億円以上。

2番（宮平憲二）

建築だけもう一度答えてもらえる。

次長兼総務課長（島袋清正）

建築の方は3億円以上ということとなっております。以上です。

2番（宮平憲二）

3億円以上で共同企業体が適用するということは理解できました。業者の数ですけど、これも3億円以上だと今回3業者ですか、そういう取り決めもあるんですか。あるいは3億円以上だと数業者という表現なのか、そこだけちょっと確認します。

次長兼総務課長（島袋清正）

3業者というふうになっております。以上です。

2番（宮平憲二）

了解しました。

議長（本村 繁）

他に質疑はありますか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第8号「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（建築）契約締結について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第9号「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）契約締結について」を議題と致します。

これより提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第9号「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）契約締結について」。上記に関し、下記の者と島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、金9,262万円（内消費税842万円）。4. 契約の相手方、住所、沖縄県豊見城市上田345番地1 101号室。商号又は名称、有限会社 西部技研。氏名、代表取締役 渡慶次 奈月。

令和4年5月30日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

提案理由、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

別紙資料をご参照いただき、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第9号「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（電気）契約締結について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第10号「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（機械）契約の締結について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第10号「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（機械）契約締結について」。上記に関し、下記の者と島尻消防署八重瀬出張所建設工事（機械）契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（機械）。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約の金額、金5,500万円（内消費税500万円）。4. 契約の相手方、住所、沖縄県豊見城市字高安702番地20。商号又は名称、日信工業株式会社。氏名、代表取締役 久米清博。

令和4年5月30日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

提案理由といたしまして、島尻消防署八重瀬出張所建設工事（機械）契約は、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。

別紙資料をご参照いただき、ご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方、どうぞ。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第10号「島尻消防署八重瀬出張所建設工事（機械）契約の締結について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第11号「令和4年度島尻消防組合一般会計補正予算（第1号）について」を議題と致します。

提案者から提案理由を求めます。

消防長（屋比久 学）

議案第11号「令和4年度島尻消防組合一般会計歳入歳出補正予算（第1号）について」。

首題のことについて、地方自治法第218条第1項の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。令和4年5月30日提出、島尻消防組合管理者 古謝景春。

それでは、補正予算第1号の1枚目をお開き願います。令和4年度島尻消防組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,406万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億1,115万7,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

詳細につきましては、事項別明細書で説明致します。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

3ページをお願い致します。第2表地方債補正、起債限度額を4億8,060万円から170万円増額し、4億8,230万円とするものでございます。

島尻消防署八重瀬出張所建設工事に伴う緊急防災・減災事業債を活用した増額でござい
ます。

6ページをお願い致します。まず、はじめに歳入から説明したいと思います。1款1項2目市町特別負担金、補正額1,327万4,000円の増、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時補助金に伴う、消防署仮眠室個室化改修工事構成市町特別負担金でござい
ます。

7ページをお願い致します。6款1項1目基金繰入金、補正額79万2,000円の増、無人航空機ドローンの更新費用として財政調整基金から繰り入れるものでござい
ます。

次に、歳出にいきたいと思えます。8ページをお願い致します。3款1項1目消防費、補正額79万2,000円の増、17節備品購入費、歳入で説明致しました無人航空機ドローンの

購入費用の増でございます。3目消防施設費、補正額1,327万4,000円の増、14節工事請負費、歳入で説明致しました構成市町の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時補助金を活用致しまして、感染防止対策のため消防署仮眠室個室化改修工事費の増でございます。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（本村 繁）

これより質疑を許します。質疑のある方は、どうぞ。

4番（仲間光枝）

よろしくお願い致します。庁舎関連工事費の中の消防署仮眠室個室化改修工事についてお尋ねをします。先日の全員協議会の中でも詳しくご説明いただいたところなのですが、その際、7月中旬、入札発注予定、今回契約が仮契約で、本日の議会で議決をすれば、それが本契約となって工事が進んでいくというお話でしたけれども、その説明の中で90日を工期として予定していますというお話でした。

先日、南城市議会の方で27日に臨時会がございまして、その関連予算の方の議決に至ったところなんですけれども、その際に資料要求で出された資料の中では、工期が令和5年2月というふうになっておりますので、先日の90日という説明とはちょっと若干工期の方が長く設定されているなというところで、その間、この長い90日だろうが、南城市で示された資料では7月から約8カ月ぐらい設定されておりました。その間、皆さんが仮眠を取る場所をどのように考えておられるか、お願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

お答え致します。全員協議会の方では、7月に工事着工いたしまして、90日間というような説明をしたんですけれども、その後、うちの方の指名審査委員会をやるということもありまして、南城市の方での説明があったとおり、令和5年2月24日までとこの期間延長で考えておりますので、前回、全協で説明したのは訂正ということで2月24日までということでよろしくお願い致します。以上です。

4番（仲間光枝）

いま質問に答えてらっしゃらないのかなと思うんです。いま仮眠室どうされますかという質問をしています。

次長兼総務課長（島袋清正）

仮眠室の方なんですけれども、工事期間中は下の方は使えておりませんので、ここの講堂の一部を利用いたしまして、仮仮眠室、ここで設定して緊急時に使おうということを考えております。以上です。

4番（仲間光枝）

先日のご説明の中で90日とあったので、今回、改選があって、次の定例会はおそらく10月より少し先にやると思ったので、もしかしたら次の議会までには間に合う形で工事は終わるのかなと思っていたところなんですけど、いまの説明では、もしかしたら10月の定例会、

そして2月の定例会に引っかかりそうな感じなので、議会でこのお部屋使われているので、議会とかが使用される場合またどうされるのかというところをお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

場所の方なんですけれども、ここの方を利用します。議会とか、こういう大きな利用があった場合は、この仮眠室の方を片付けて、あとこちら仕切りがございいますので、仕切りを作るとかの方法で対応して考えております。

4番（仲間光枝）

了解しました。この半分を使うということになると思うんですけれども、狭い中で感染対策とかもしっかりとやっていただきたいのと、最後に先日ちょっと南城市議会の方でも予算であがってきていたものですから、嶺井さんをお願いして、お部屋の方をちょっと見させていただいたんですが、個室化にあたって、もちろん仕切りとかやると思うんですけれども、ちょっと気になったのは寝具のことだったんですけれども、今回のこととは全く関係なくはないと思うんですけれども、こういった寝具あたりとかというのを個室化、新しくなるにあたって考えているのか。やっぱり同じものを使い続けるのか、ちょっと古い感じがしたものですから、そこら辺、再度の確認をさせて下さい。以上です。

次長兼総務課長（島袋清正）

寝具関係なんですけど、例えばベットの方なんですけれども、市販のベットというわけではなくて、このベットを装着いたしまして、下の方に各警備3人が押入れが収納できるような形を取って。

管理者（古謝景春）

新品にするのか、そのまま使うのかと。

次長兼総務課長（島袋清正）

新しく新規に造る予定でございます。

議長（本村 繁）

他に。

2番（宮平憲二）

3ページお願いします。地方債の補正がありますけれども、前回の全協の中で予算額を見たら緊急防災・減災事業債というのを使うということがありました。これは裏負担がなくても100%借入れができるという有利な予算だと聞いております。

その使い先というか、緊急時に使う機械は対象だからこれを使うという話だったと思うんですけれども、他に電気とか工事発注されておりますけれども、その辺も例えば無線機とか、そういう緊急時に使うのは対象にならないのか。その辺の確認をお願いします。

次長兼総務課長（島袋清正）

今回、緊急防災・減災事業債の対象となるものは、非常用発電機のみということでありまして、その主な活用ということの緊防債ということになっております。

2 番（宮平憲二）

電気関係ではないという理解でよろしいですか。

次長兼総務課長（島袋清正）

電気関係というよりも、今回は非常用発電機の件ということになっております。

2 番（宮平憲二）

了解しました。

議長（本村 繁）

他に質疑ありませんか。（「質疑なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」と呼ぶ者あり）これをもって討論を終結致します。

これより採決に入ります。議案第11号「令和4年度島尻消防組合一般会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

本臨時会において、議案等が議決されましたが、その条項・字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに異議ございませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）異議なしと認めます。よって、条項・字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第2回島尻消防組合5月臨時会を閉会します。